

【令和3年7月12日付け処分】

(1)	
役職段階	主事
性別	男性
年代	20代
事案の概要	令和2年度未収金について、相続人調査中であったが、確認を怠り、独自の判断により私費で未納分を納付し、誤った公金の取扱いにより公務の運営に支障を及ぼした。 (令和3年5月31日 私費により納付されたものは、処分者本人に返金済)
処分量定	戒告

上記事案(1)に関連して行う訓戒措置 なし